

うるま市商工会
会員加入申込書

令和 年 月 日

このたび私は貴会の趣旨に賛同し、加入いたしたく申し込みます。

ふりがな 代表者名	印	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成
ふりがな 事業所名			
住 所	(事業所) 〒904- うるま市	TEL	()
	(自 宅) 〒	FAX	()
連 絡 先 住 所	事業所・自宅・その他(〒)		
業 種	製造・建設・卸売・小売・飲食・宿泊・ サービス業(娯楽)・サービス業(娯楽以外) その他()	業務内容 主 要 取扱品目等	
営業形態	個人 法人(株式・有限・合資・合名・他) (資本金 万円)	従 事 者 数	個人事業主 名
税務申告	白 色 決算(月) 青 色		常勤役員 名
開 業 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 令和	当 地 区 で の 営 業 開 始 年 月 日	昭 和 平 成 年 月 日 令 和
加入時の 状 況	加入金 円 会費額 円 自動振替(沖銀・琉銀・海銀・信金)	年 会 費	円
部 会	建設業・商業・工業・観光/サービス・ 社交業	《備 考》	
《事業所の見取図》		携帯番号: _____	
		紹介者: _____	
		創業相談: 年 月 担当: _____	
		E-mail: _____	
		HP 以: _____	
		取扱者: _____ No. _____	
		加入リスト Excel	基幹システム
		会費システム	
		確 認	

別表2（第4条関係）

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費の徴収基準

（1）会費の徴収基準

会費の徴収基準は次の通りとする。なお、会費の額は少なくとも5年毎に財政状況等を勘案し、必要がある場合には会費基準の改正を行うものとする。

区分		金額（円／年）	備考
個人	従業者数 2名以下	8,000 円	
	従業者数 3名～5名	11,000 円	
	従業者数 6名以上	17,000 円	
法人	従業者数 5名以下	17,000 円	
	従業者数 6名～10名	26,000 円	
	従業者数 11名以上	44,000 円	
特別 会費	特別企業	300,000 円 以上	※大企業（支店、営業所含む） 又は、大企業に準ずる会員に あたっては、協議のうえ特別 会費を賦課徴収する。
	大規模小売店舗 3000㎡以上	250,000 円	
	大規模小売店舗 1000㎡～3,000㎡	130,000 円	
	未満	12,000 円	
	賛助会員		

（2）新規加入者の会費

- ・年会費の月割額とする。ただし、10円未満は切り捨てる。

（3）役員の会費

- ・役員の会費は、18,000円以上とし、会費徴収基準額と比較し高い金額を会費として徴収する。

（4）毎年4月1日又は入会日（新規加入者）とする。

2・会費の払込み方法

口座振替、直接商工会事務局まで持参、本商工会名義の預金口座への振込、または商工会職員が巡回し徴収する。

3. 会費の納期

会計年度の7月末日

会員加入検討者さまへ

提出書類

- 会員加入申込書
- 預金口座振替依頼書

※下記書類を準備ください。

(すべてが必要とは限りませんので、職員からの説明をお聞きください)

個人事業主	法人
<input type="checkbox"/> 開業届	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書 ※新規開業等で提出できない事業者は事業実態があることが確認できる資料(下記参考)を提出してください。 参考書類 : 営業許可証、工事請負契約書、出荷・売上伝票、納品・請求・領収証等 ※事業所としての実態(机やFAX等がある)があり、従業員がいて商行為が行われているかを確認します。(単なる資材置き場やビニールハウスなどでは認められません)	<input type="checkbox"/> 認印
<input type="checkbox"/> 免許証 (必要に応じて提示を求めます。)	<input type="checkbox"/> 通帳(次年度からの会費徴収を口座振替で行います)
<input type="checkbox"/> 認印	<input type="checkbox"/> 銀行印
<input type="checkbox"/> 通帳(次年度からの会費徴収を口座振替で行います)	
<input type="checkbox"/> 銀行印	

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

うるま市商工会 様

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、下記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、直ちに貴会会員を脱会されても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私の責任といたします。また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（警察・沖縄県暴力追放県民会議）に照会することについて同意します。

記

- 1 私は、私及び私の役員を務める先が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 特殊技能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (8) その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
- 2 私は、私及び私の役員を務める先が、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等を役員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、または貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

事務局記入欄	
受理者	会員No.
印	